ほいとも祭等開催に向けた 感染拡大防止ガイドライン

ほいとも祭実行委員会 2021年9月26日策定

1. はじめに

本ガイドラインは、愛知県知事の方針に反しないことを前提として、政府や愛知県により出される方針等を踏まえ、ほいとも祭の開催・運営を行うに当たり、留意すべき事項を取りまとめたものです。また、本ガイドラインは豊川駅周辺の活性化を促進することも併せて目的としています。

また、本ガイドラインでは、以下に記載するイベントを想定しています。

ほいとも祭の主催者(以下、「主催者」という。)として、事前打ち合わせ等の準備過程(以下、「準備過程」という。)も含め、イベント等の参加者(運営等に携わらない不特定多数の参加する個人をいう。)及び関係者(主催者以外で運営に携わる個人・団体・組織をいう。以下同じ。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じて開催します。

また、主催者は、以下の内容を踏まえつつ、感染防止のため実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を、あらかじめ整理することが求められます。なお、各事項の整理に当たっては、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設使用制限等に係る留意事項について」(令和3年5月7日)、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年5月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定も参照してください。

なお、ほいとも祭の実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

2. 基本的な考え方

(1)ほいとも祭の開催について

ほいとも祭の開催に当たっては、政府や愛知県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する愛知県担当部署への相談をします。

(2) 新型コロナウイルスの基本対策について

新型コロナウイルス対策は、感染源対策と感染経路対策が重要である。以下の要素から 構成される。

【感染源対策】

・参加者対策(注意喚起など)

【感染経路対策】

- 消毒
- ・三密対策
- ・適切な換気 (密閉対策)

- ・社会的距離(密集対策:原則2m、最低1m、人数制限も検討)
- ・マスク等の着用(密接対策)
- 3. ほいとも祭の開催時の感染防止策について

ほいとも祭開催時の感染防止策について、参加者が安全・安心に参加できるよう、愛知 県知事の方針に反しないことを前提として、主催者が、その運営に当たり留意すべき事項 を取りまとめたものです。

また、主催者は、以下の内容を踏まえつつ、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。

また、各事項についてはチェックリスト化し、適切な場所(会場内の受付場所等)に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、主催者のみならず、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

【開催準備時の対応】

(1) 参加者募集時の対応

主催者は、参加募集に際し感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。

また、これを遵守できない参加者又は① (ア) ~ (ウ) に該当することが判明した参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、ほいとも祭への参加の取り消しや途中退場を求めることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ①以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること (開催当日、主催者に書面・口頭・自己申告などにより確認を行う)。
- (ア) 体調がよくない場合 (例:平熱+1°C以上または37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛・ 倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合)
 - (イ) 同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合
- (ウ)過去14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスク等を持参すること(室内や参加受付時や着替え時や会話をする際、また、列に並 ぶ際、誘導など声を発する際、観覧中にもマスク等を極力着用すること)。
- ③アルコールなどによるこまめな手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、関係スタッフ等との距離(できるだけ $2 \, \mathrm{m} \, \mathrm{を}$ 目安に(最低 $1 \, \mathrm{m}$))を確保すること。
- ⑤ 声援や掛け声等の発声を自粛すること。

(2) 開催の周知広報

主催者は感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。

- ①マスク等着用、アルコールなどによる手指の消毒を徹底すること。
- ②社会的距離の確保を徹底すること。
- ③下記の騒擾に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

(3) 会場準備

主催者は開催会場において、以下の内容を踏まえつつ、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、十分な感染予防対策を講じる必要があります。

①アルコールなどの消毒場所

参加者が開催中にアルコールなどによる手指の消毒をこまめに行えるよう以下に配慮してアルコールなどの消毒場所を確保すること。

- (ア) 手指消毒用アルコール等を用意すること。
- (イ)「こまめな手指消毒」を促すサイン等の掲示をすること。参加者が開催中にアルコールなどによる手指の消毒をこまめに行えるよう、以下に配慮してアルコールなどの消毒場所を確保することが必要です。
 - ②休憩・待機スペース、喫煙所
- (ア)広さにはゆとりを持たせ、他の参加者との適切な距離が保てない状態となることを 避けること。
- (イ)ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の 措置を講じること。
- (ウ)換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気による外気導入に配慮すること。

③飲食物の提供

- (ア) キャッシュレスによる決済をできる限り推奨すること。
- (イ) 舗内(入口や洗面所など)に手指消毒液を設置すること。
- (ウ)券売機等を利用の際は、特にボタン、現金投入口・釣銭口、チケット取出し口等、利用者が頻繁に触れる箇所に注意して清掃または消毒を実施すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。
 - (エ) 回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わないようにすること。
- (オ)食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収 し、廃棄時はごみ箱の蓋や周囲に触れないように注意すること。
 - (カ) テーブルの消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従

来行っている管理(HACCPによる管理など)は徹底して主催者は、飲食を提供する個人または団体に対して以下に配慮して十分な感染予防対策を講じる必要があります。実施すること。

- (キ)ソースやマヨネーズなどの卓上調味料は使いまわしをせず、個包装の調味料を必要な人が利用するようにすること。
- (ク)飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととし、それ以外の場合は、イベント中に提供された飲食物は原則持ち帰りとしてください(水分補給等はお祭り中も認められます)。特にアルコール摂取時は注意力が低下しやすいので、一層の注意が必要です。

④ほいとも祭の会場

ほいとも祭を開催する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転して外気を導入することや、定期的に窓や扉を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。出来るだけ2カ所以上の窓を開け、空気の流れを作る事が効率的な換気を行うようにしておく必要があります。

⑤出店等の設置

出店等を設置する際には、参加者が適切な距離を保てるよう、店舗間の距離を十分に保 つ必要があります。また、参加者の接触が少なくなる等の配慮を行う必要があります。

(4) 参加受付時の対応

主催者は当日の受付時に参加者が適切な距離を保ち、安全に祭り・イベント等を開催・ 実施するため、以下に配慮して会場内での受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付場所には、アルコールなどの手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱、倦怠感、また軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。 (状況によっては、体温計などで発熱者を特定し入場を制限することも考えられる)
- ③ 参加者が距離をおいて(できるだけ $2 \, \mathrm{m} \, \mathrm{v}$ 目安に(最低 $1 \, \mathrm{m}$))並べるように目印の設置等を行うこと。
 - ④ 受付を行うスタッフにマスク等を着用させること。
- ⑤ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受、チケット配布等を避けるようにすること。
 - ⑥ 当日の受付のほか、開催前日の受付対応を行うなど当日の混雑を極力避けること。
- ⑦ 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用 を周知すること。(参考)新型コロナウイルス接触確認アプリ

(COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(5) 参加者への対応

主催者は参加者に対して当日の行動として下記の項目に配慮した行動をすること。

- ① 自宅での検温の実施等が求められます。以下に該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを要請します。(下記(ア)~(エ)に該当する者を「有症状者等」という。以下同じ。)
- (ア)体調がよくない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合)
 - (イ)同居家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者、感染が疑われる方がいる場合
- (ウ)過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
 - ②入口における体温チェック

主催者は参加者に対して体温チェックを行い、平熱+1°C以上または37.5°C以上の場合は参加不可とする。

③マスク等の準備

主催者は、参加者がマスク等を準備しているか確認することが必要です。マスクを準備していない場合は、必要に応じて、マスクの販売等を検討します。なお、祭り・イベント等参加中のマスク等の着用は参加者等の判断によるもの(※)とするものの、参加の受付、特に会話する時にはマスク等の着用を求めることが考えられます。

- (※)マスク等を着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスク等を外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。
 - ④ 参加者への周知・広報

主催者は、参加者に対し、以下について周知・広報を行います。マスクの着用、アルコールなどによる手指消毒の徹底すること。社会的距離の確保を徹底すること。食事は原則持ち帰りとし、飲食スペース等での飲食時は会話を可能な限り控えること。飲食を行う場合は、飲食用に感染防止策を行ったエリアで行うことを周知すること。あらかじめ新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知すること。(参考)新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

COVID-19 Contact-Confirming

Applicationhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

⑤祭り・イベント等の関係者の管理

主催者は、イベント関係者の氏名、年齢、住所及び連絡先(電話番号)を把握し、名簿 を作成します。名簿は3週間より長い期間保管します。

⑥参加前後の留意事項

ほいとも祭に参加する個人や団体は、開催前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスク等を着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。特に飲食時には、対面を避ける、大声を出さないなどのより一層の注意が必要です。

(6)来場者への対応

- ①マスク等の着用、アルコールなどの消毒による手指の消毒の徹底すること。
- ②参加者と観覧席の距離をとる等社会的距離の確保を徹底すること。
- ③飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での食事を行わないこと。
- ④来場者の声援や掛け声等を自粛すること
- ⑤有症状者等は参加しないよう要請すること。
- ⑥販売整列時に、来場者が距離をとって並ぶよう誘導すること。
- ⑦新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を 周知すること。

(参考)新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

COVID-19 Contact-Confirming

Applicationhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- (7) 祭り・イベント等の関係者に感染が疑われる者が発生した場合
- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り 避けなければなりません。必要に応じて帰宅させ、自宅待機とします。
 - ・対応するスタッフは、マスク、手袋の着用を徹底します。
 - ・速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
 - ・保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低14日経過するまでは参加を認めないものとします。